

特集 2 令和5年度税制改正大綱における電子帳簿保存法の改正点

令和4年12月23日閣議決定

1. 優良な電子帳簿の範囲の合理化・明確化

国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存制度について、一定の国税関係帳簿に関し優良な電子帳簿としての保存要件を満たして過少申告加算税の軽減措置を受ける場合の、軽減措置の対象となる申告所得税及び法人税に係る優良な電子帳簿の範囲について次の帳簿に限定することとされます。

- (1)仕訳帳
- (2)総勘定元帳
- (3)次に掲げる事項の記載に係る上記(1)及び(2)以外の帳簿(申告所得税の場合は、④に掲げる事項を除く。)
 - ①手形(融通手形を除く。)上の債権債務に関する事項
 - ②売掛金その他債権に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除く。)
 - ③買掛金その他債務に関する事項
 - ④有価証券(商品であるものを除く。)に関する事項
 - ⑤減価償却資産に関する事項
 - ⑥繰延資産に関する事項
 - ⑦売上げその他収入に関する事項
 - ⑧仕入れその他経費又は費用(法人税の場合は賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除く。)に関する事項

(注)上記の改正は、令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

2. スキャナ保存制度に係る保存要件の緩和

- (1)国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度・階調・大きさに関する情報の保存要件が廃止されます。
- (2)国税関係書類に係る記録事項の入力者等に関する情報の確認要件が廃止されます。
- (3)相互関連性要件について、国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこととされる書類が、契約書・領収書等の重要書類に限定されます。

(注)上記の改正は、令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について適用されます。

3. 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し

- (1)電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件の緩和
 - ①申告所得税及び法人税に係る保存義務者のうち、以下の対象者については、質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合、検索要件の全てが不要とされます。
 - (イ)判定期間における売上高が5,000万円以下(現行:1,000万円以下)である保存義務者
 - (ロ)電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る。)の提示又は提出の求めに応じができるようにしている保存義務者
 - ②電磁的記録の保存を行う者等に関する情報の確認要件が廃止されます。
- (2)電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をできなかったことについて相当の理由がある保存義務者に対する猶予措置として、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をできなかったことについて相当の理由があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録のダウンロードの求め及び当該電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。)の提示又は提出の求めに応じができるようによっている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることとする新たな猶予措置が設けられます。
- (3)電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置は、適用期限の到来をもって廃止されます。

(注)上記の改正は、令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用されます。